

第19回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料1
平成20年12月3日	

社会保障審議会少子化対策特別部会
部会長 大日向 雅美 様

平成20年12月3日

本日第19回会議には市議会第4回定例会本会議開会のため出席できませんので、下記のように、「経済的支援」について意見を提出します。

委員（三鷹市長） 清原 慶子

記

1 妊婦検診の公費負担の拡充について

平成20年11月21日少子化対策特別部会において配布された資料2の4ページに示されている「妊婦検診の公費負担の拡充について」では、標準的な回数14回のうち、これまで交付税措置されていた5回に加えて、今回拡充される9回分は国が補助金で2分の1を負担し、市町村が2分の1を負担するとされています。そして、市町村の負担部分の財源は「地方財政措置」とされています。

妊婦検診の拡充は、少子化対策及び母体保護のための施策として有効であり、恒久的に行なうべきものと考えます。さて、妊婦検診の件数は、地域により相違があるとともに、同じ地域でも年によって異なります。また「里帰り出産」のため住民登録地以外の場所で受診・出産することも多いことから、妊婦の立場に立った全国共通の制度とすることが望ましいと考えます。このため、公費負担の財源は地方交付税の不交付団体を含むすべての市町村にとって適切な財政措置とすることとともに、国の責任を明確に示すことが必要です。

そこで、国からの財源補助は、地方交付税措置ではなく各自治体の実態に応じて直接補助とするべきであると提案します。

したがって、拡充案では平成22年度までの経過措置とされていますが、その後も継続して国庫補助の確保を図ることが必要と考えます。

なお、拡充案では拡充される妊婦検診9回分の費用の2分の1について国庫補助とされています。施策の重要性に鑑みて、標準的な回数14回分を国庫補助金とすることで全国共通の制度とし、どこの自治体においても妊婦検診が差異無く受診できる体制を構築し、少子化対策及び母体保護の実効性を確保するべきと考えます。

2 保育費用を負担する保護者への経済的支援について

所得税については、現行制度では保育所の利用料が所得控除の対象となっておりません。

仕事と家庭の両立を進めるいわば「保育の社会化」の観点から、無認可保育所を含む保育に要する費用を所得税の計算において控除する制度が有効と考えます。

参考となる例としては、所得税の算出にあたり生命保険料控除が行なわれていることや介護サービス利用者に対する自己負担額を所得税の医療費控除の対象としていることなどがあげられます。

以上のように、今後、少子化対策に関わる税制改正についても論点に含めた検討をすることが有用と考えます。